

○三陽中学校・高等学校 生徒会規約

〔 昭和 62 年 4 月 1 日 〕
制 定

前 文

我々中村学園三陽中学校・中村学園三陽高等学校生徒は、校訓である誠実・感恩・向上の精神に基づき、責任ある自主的行動によって、教養を高め、公正なる判断力を養い、国際的な社会の形成者となるため、ここに生徒会を結成し、規約を制定する。

第 1 章 総 則

第 1 条【構成】

本会は中村学園三陽中学校・中村学園三陽高等学校生徒会と称し、本校生徒をもって構成する。

第 2 条【機関】

本会には以下の機関を設ける。

- (1) 生徒総会
- (2) 生徒会執行部
- (3) ホームルーム委員会
- (4) 専門委員会（文化・美化・生活・体育・保健・図書）
- (5) 文化常任委員会・体育常任委員会

第 3 条【学校長の承認】

本会は学校の指導と助言のもとに運営され、議決事項はすべて学校長の承認を得て成立するものとする。

第 2 章 生徒総会

第 4 条【最高議決機関】

生徒総会は、本会の最高議決機関であって、全生徒をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会規約の改廃修正
- (2) 本会規約の新規制定
- (3) その他の本会目的達成のための重要事項

第 5 条【招集】

生徒総会の招集は、以下の通り行う。

- (1) 定例総会：年 1 回
- (2) 臨時総会
 - ① 生徒会執行部が必要と認めた時
 - ② ホームルーム委員会が必要と認めた時（ホームルーム委員の過半数の賛成による）
 - ③ 全生徒の 3 分の 1 以上の要求があった時
 - ④ 文化および体育常任委員会が必要と認めた時（各常任委員の過半数の賛成による）

第 6 条【生徒総会議長他】

生徒総会には、ホームルーム委員会の推薦による役職を置く。

- (1) 議長 1 名
- (2) 副議長 1 名

(3) 書記 1名

第7条【招集の公示】

生徒総会の招集は、日時・場所・議題を明記した上、生徒会執行部の名によって、招集の7日前までに各クラスに文書で公示する。

第8条【成立】

生徒総会は中学・高校それぞれの全生徒の4分の3以上の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数を要する。

第9条【ホームルーム委員会による代替】

生徒総会は、第5条一③による開会の場合を除いて、ホームルーム委員会をもってこれに代替することができる。

第3章 生徒会執行部

第10条【事項】

生徒会執行部は、次の事項を行う。

- (1) 生徒総会およびホームルーム委員会・専門委員会に提出する議案の作成。
- (2) 生徒総会およびホームルーム委員会・専門委員会における議決事項の処理。
- (3) 必要な各種の企画および具体的な実施要領の作成。
- (4) 緊急を要する事項の処理。

※ (4)においては、事前、もしくは事後にホームルーム委員会への報告を必要とする。

- (5) その他、生徒会活動に必要な一切の事項。

第11条【構成】

高校生徒会執行部は、以下のように構成する。

- (1) 会長 1名

※会長は、高校生による選挙によって選出される。選挙に関する規定は別に定める。

- (2) 副会長 1名

- (3) 書記 1名

- (4) 会計 1名

- (5) ホームルーム委員長 1名

- (6) 専門委員長（文化・美化・生活・保健・体育・図書） 各1名

- (7) 常任委員長（文化常任委員会・体育常任委員会） 各1名

※副会長・書記・会計・ホームルーム委員長・専門委員長・文化および体育常任委員長はそれぞれ会長が指名する。

中学生徒会執行部は、以下のように構成する。

- (1) 会長 1名

- (2) 書記 1名

- (3) 会計 1名

※会長・書記・会計は、中学生による選挙によって選出される。選挙に関する規定は別に定める。

第12条【任期】

生徒会役員の任期は、任命式当日をもって始まり、翌年任命式前日をもって終わる。

※任命式に関する規定は別に定める。

第13条【職務分担】

中学・高校執行部の職務は次のように分担する。

- (1) 会長 本会を代表して会務全般の執行にあたる。
- (2) 副会長 会長の職務を補佐する。会長が欠けた時にはその業務を代行する。
- (3) 書記 会務の記録・通信を行い、本会の運営に必要な一切の記録・通信を保管する。
- (4) 会計 生徒会執行部の会計事務を行う。
- (5) ホームルーム委員長・専門委員長 各専門分野の業務を執行する。
- (6) 常任委員長 主に本校の部活動の統括に関する業務を執行する。また、本校の文化活動と体育活動に関する業務を執行する。

第14条【執行部会】

- (1) 執行部は、隔週1回の定例部会を開き、高校書記がその内容を記録し、生活指導部（生徒会係）に報告する。なお、必要と認めた時は高校生徒会長が随時招集する。
- (2) 執行部会には、ホームルーム委員長・専門委員長も出席する。また、必要に応じて常任委員長も出席する。

第4章 ホームルーム委員会

第15条【事項】

ホームルーム委員会は、次の事項を行う。

- (1) 生徒総会に提出する議案の審議、および決定。
- (2) 生徒総会より委任された議案の決定。
- (3) 生徒会執行部と各クラス間の連絡、ならびに提出された議案の審議、および承認。
- (4) 生徒会役員選挙に関する事務。（選挙に関する規定は別に設ける）

第16条【成立】

ホームルーム委員会は委員の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数を要する。

第17条【開会】

- (1) ホームルーム委員会は毎月1回の定例委員会を開き、ホームルーム委員長から委託された記録係が記録し、生活指導部（生徒会係）に報告する。
- (2) 定例委員会のほかに、次の場合は随時招集する。
 - ① 必要と認めた時はホームルーム委員長が随時招集する。
 - ② ホームルーム委員の3分の1以上が要請した時。
 - ③ 生徒会執行部が必要と認められた時。

第18条【構成】

ホームルーム委員会は、各ホームルームで選出されるホームルーム委員で構成する。

第5章 専門委員会

第19条【設置】

生徒会執行部の活動を円滑にするために、次の機能を有する専門委員会を設ける。

- (1) 文化委員会 生徒の文化活動一般の振興をはかる。
- (2) 美化委員会 校内の清掃、美化および環境の整備にあたり、校内美化にかかわる巡回

活動を担当する。

- (3) 生活委員会 生徒の自覚をうながし、校内外の生活指導にあたり、校内秩序にかかわる巡回活動を担当する。
- (4) 体育委員会 生徒の体育活動一般の振興をはかる。
- (5) 保健委員会 生徒の健康の保持増進にあたる。
- (6) 図書委員会 図書館運営を中心として生徒の文化活動の振興をはかる。

第 20 条【構成】

専門委員会は、各ホームルームで選出される各専門委員で構成する。

第 6 章 文化常任委員会・体育常任委員会

第 21 条【設置】

本校生徒会の外部機関として部活動全体を統括し、クラブ活動の活性化を図るために、文化および体育常任委員会を設ける。また、両常任委員会は、文化委員会および体育委員会と協同し、本校の文化活動および体育活動の振興をはかる。

第 22 条【統括】

文化常任委員会は文化系、体育常任委員会は体育会系のクラブをそれぞれ統括する。

第 23 条【構成】

両常任委員会は、各クラブの代表で構成する。

第 7 章 ホームルーム

第 24 条【ホームルーム】

ホームルームは本会活動の基本単位であり、学校生活の基盤である。ホームルームは、生徒の自律的な活動の場であり、各ホームルーム担任の指導・助言により運営される。

第 25 条【代表】

ホームルーム委員はホームルームを代表する。ホームルームはホームルーム委員を通して、その意志を表明する

第 26 条【委員の選出】

ホームルームはホームルーム委員（正・副各 1 名）・各専門委員（正・副各 1 名）を選出する。

第 27 条【委員の任期】

各委員は前期および後期をもってその任にあたる。

第 8 章 会計

第 28 条【年度】

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 29 条【担当】

本会の現金出納をはじめとする会計事務は、生徒会会計（高校・中学、各 1 名）をもってこれにあてる。ただし、会計担当の教員はこれを指導・助言し、その監督にあたるものとする。

附 則

この規約は昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は昭和 63 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は平成 17 年 4 月 1 日から実施する。